



報道機関 各位

記者発表資料
平成30年11月2日（金）
問い合わせ先：教職員人事課
課長：澤田
担当：青木、丹
電話：829—1654
内線：4045

教職員の懲戒処分について

さいたま市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、教職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 処分内容等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 処分内容 | 懲戒処分（減給 10分の1 1月） |
| (2) 処分年月日 | 平成30年11月2日（金） |
| (3) 職名・年齢・性別 | 教諭・48歳・女性 |
| (4) 校種 | 市立中学校 |
| (5) 発生日 | 平成30年10月17日（水）午後2時30分頃から
平成30年10月18日（木）午前5時30分頃までの間 |

2 事故の概要

当該教諭は、平成30年10月18日（木）朝、個人所有のUSBメモリがなくなっていることに気付き、探したが見つからなかった。

紛失したUSBメモリには、授業を担当する3クラス115名分の生徒氏名と担当教科の成績等が記録されていた。

11月2日（金）10時00分現在、USBメモリは発見されていない。また、情報の悪用等の被害は報告されていない。